

羽村市選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、
第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による羽村市における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

羽村市選挙管理委員会



選挙権を有する者の3分の1の数 14,918